

鹿児島市災害廃棄物処理計画

(素案：概要版)

☞素案の主な内容をまとめたものです。



大規模災害の発生時に、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、本市における平時の備えや応急対策等について基本的な考え方等をまとめたものです。

市・市民・事業者それぞれの役割についても記載しています。

鹿児島市

目次

第1章 災害廃棄物処理計画の概要	1
第1節 計画の目的と位置付け	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画のチェック・見直し（進行管理）	1
第2節 基本的な事項	1
1. 想定災害	1
2. 対象とする廃棄物（災害廃棄物）	2
3. 基本方針	3
4. 市・市民・事業者の役割	3
第2章 組織及び協力支援体制	3
第1節 組織体制と業務内容	3
1. 組織体制	3
第2節 広域連携（関係機関、民間事業者等）	4
1. 関係機関等との連携	4
2. 支援、受援の取組	5
第3章 災害廃棄物処理	5
第1節 災害廃棄物処理	5
1. 災害廃棄物処理実行計画	5
2. 災害廃棄物の発生量の推計	5
3. 収集・運搬計画	6
4. 処理スケジュール	6
5. 災害廃棄物の処理フロー	6
6. 仮置場	7
第2節 各災害廃棄物への対応	9
1. 路上の廃棄物の撤去	9
2. し尿処理	9
3. 生活ごみ・避難所ごみ	10
4. 損壊家屋等の解体・撤去	10
5. 感染性廃棄物への対応	10
6. 有害物質含有廃棄物等の対策	11
7. 津波堆積物	11
8. 貴重品、思い出の品対応	11
第4章 その他	12
1. 環境対策、モニタリング、土壌調査、火災対策	12
2. 職員への教育等	12
3. ボランティアの活用について	12
第5章 資料編（省略）	
（参考）鹿兒島市災害廃棄物処理計画マップ	13
用語の説明	14

第1章 災害廃棄物処理計画の概要

第1節 計画の目的と位置付け

1. 計画策定の目的

平成23年の東日本大震災以後、頻発する各種災害では、平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物が一時に発生し、その処理は、市町村の大きな課題となっています。

国においては、平成7年の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、「震災廃棄物対策指針(H10)」を策定、その後、東日本大震災の教訓を基に、「災害廃棄物対策指針(H26)」(以下、「国の指針」)を策定、同年、「災害対策基本法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」)並びに廃掃法基本方針の改正(H28)により、地方自治体は災害廃棄物処理計画を策定することが明記されました。これを受けて、県は平成30年3月、「鹿児島県災害廃棄物処理計画」(以下、「県計画」)を策定し、同月、国の指針も改訂されました。

本市では、こうした動きを踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「鹿児島市災害廃棄物処理計画」(以下、「本計画」)を策定しました。

本計画は、本市の地域特性や被災地での支援経験等を踏まえ、想定される災害及び廃棄物発生量、処理に取り組む組織体制、収集運搬計画等、基本的事項をまとめたものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、廃掃法等の改正に基づき、国の指針等を参考として、県計画との整合性を図りつつ、鹿児島市地域防災計画及び鹿児島市一般廃棄物処理基本計画を補完する位置付けで策定する災害廃棄物処理に関する本市の基本計画です。

3. 計画のチェック・見直し(進行管理)

(1) 災害廃棄物処理計画

本計画は、関係法令の改訂等、状況の変化に合わせて適宜見直し等を行います。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

発災後は実行計画を策定し、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて見直しを行います。

第2節 基本的な事項

1. 想定災害

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、地震、津波、水害及び火山災害を想定災害とします。

(1) 地震災害

本計画では、下記3つの地震を想定災害とします。

災害名 (想定理由)	予想 規模	発生確率 (今後30年間)	想定される被害等(推計方法※)	
			全壊・焼失棟数 (液状化、津波等含)	半壊棟数
① 鹿児島湾直下 (最大規模の被害)	震度 7	不明	9,824棟	31,879棟
② 南海トラフ(西側) (発生確率が高い)	震度 6弱	70~80% (内閣府)	3,557棟	12,555棟
③ 県西部直下 (市来活断層起因)	震度 6強	不明	952棟	3,976棟

※鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書(平成26年2月)による被害棟数推計値を平成29年に時点修正

(2) 津波災害

本計画では、本市に影響のある津波の中で、一番波高が高く大きな被害が想定される「桜島の海底噴火A」による津波を想定災害とします。

災害名	想定される被害棟数	
	建物全壊・焼失棟数	建物半壊棟数
桜島の海底噴火A	199 棟	115 棟

(3) 水害

本計画では、本市の既往の風水害から、平成5年の鹿児島豪雨災害及び台風13号と同規模の災害を想定水害とします。

災害名	気象概況（※1）	想定される被害棟数（※2）				
		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
平成5年 鹿児島豪雨級	・時間最大雨量 99.5mm ・日最大雨量 259mm	302	195	575	9,668	2,126
平成5年 台風13号級	・最大瞬間風速 51.3m/s 風向（北北東） ・最大風速 24.4m/s 風向（北北東）	14	127	9,504	510	987
合計		316	322	10,079	10,178	3,113

※1 気象庁HP台風13号 最低海面気圧、最大風速、最大瞬間風速観測表（平成5年9月1日～9月5日）より抜粋

※2 鹿児島市地域防災計画 本編（鹿児島市防災会議、平成29年3月23日修正）を時点修正

(4) 火山災害

本計画では、本市の既往の火山災害から、大正3年の桜島大正大噴火と同規模の災害を想定火山災害とします。

災害名	想定される倒壊建物数
大正大噴火級（降雨なし）	1,236 棟
大正大噴火級（降雨あり）	2,472 棟

2. 対象とする廃棄物（災害廃棄物）

本計画では、災害により発生する廃棄物及び避難者等の生活に伴い発生する廃棄物を対象とします。

災害により発生する廃棄物	災害により発生する廃棄物
可燃物/可燃系混合物	腐敗性廃棄物
木くず	有害廃棄物/危険物
畳・布団	廃自動車等
不燃物/不燃系混合物	その他、適正処理が困難な廃棄物
コンクリートがら等	避難者等の生活に伴い発生する廃棄物
金属くず	生活ごみ
廃家電（4品目）	避難所ごみ
小型家電/その他家電	し尿

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省、平成30年3月）

3. 基本方針

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実現するため、本計画における基本方針を以下のとおりとします。

(1) 処理主体

災害廃棄物は廃掃法に規定する一般廃棄物であるため、本市が処理主体となります。

(2) 処理期間（目標）

規模の大きい災害でも発災からおおむね3年以内に終了することを目途とします。

(3) 処理方法

災害廃棄物の処理に際しては、極力、本市域内の一般廃棄物処理施設において処理することとし、柱角材、コンクリートがら、金属くず等は、資源化に努めます。

4. 市・市民・事業者の役割

地域防災計画で定める市民及び事業所の基本的責務を基に、災害廃棄物処理の側面から、各々の役割を以下のとおりとします。

(1) 鹿児島市

災害廃棄物の処理主体として、平時においては必要物品の備蓄や関係機関との連携強化等、本計画の実効性の向上を図ります。発災時は、本計画の目的達成のため、国や県、他自治体、関係機関等と連携して、被災地対応等に取り組みます。

(2) 市民

自らも防災対策の主体として、日頃から自主的に風水害等に備え簡易トイレの備蓄等に努めます。発災時は、市指定の排出場所や分別ルールによる排出等に協力します。

(3) 事業者

社会的責務を自覚し、有害性、危険性がある廃棄物等の適正保管に努めます。また、発災時は、事業再開の際発生する廃棄物等は原則事業者の責任で処理することとします。

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 組織体制と業務内容

1. 組織体制

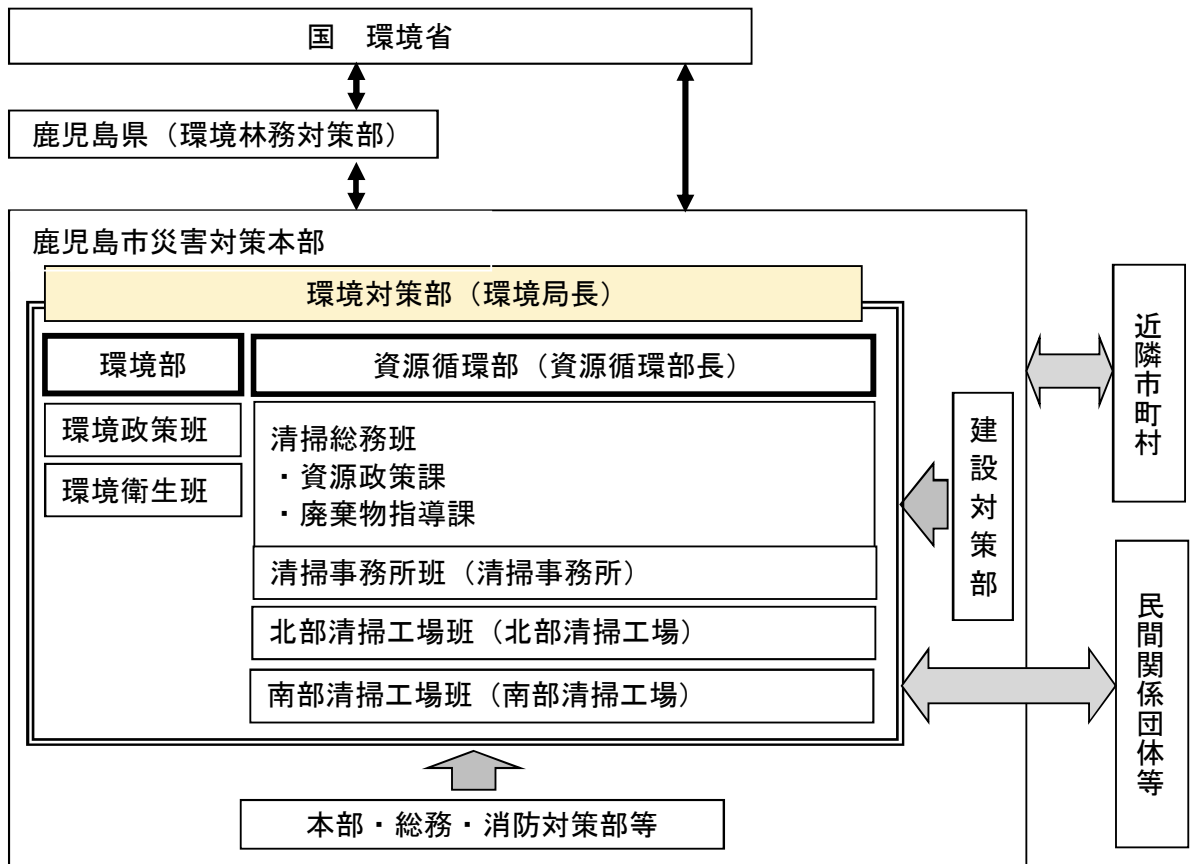
(1) 組織体制

災害廃棄物処理は、環境局長の下、資源循環部長を総括責任者として、資源循環部各課をもって構成し、災害対策本部及び他対策部等と連携して対応にあたります。

(2) 業務内容

- ① 部内外との連絡調整及び所管施設の応急対策等
- ② 災害廃棄物の収集、運搬、分別、処分等に関すること
- ③ 上記②に付随する国や県、支援自治体、委託業者、民間企業等との調整等
- ④ 倒壊した家屋等の解体撤去に関わる所有者や関係機関との調整手続き等
- ⑤ 仮設トイレの配置や維持管理
- ⑥ 災害廃棄物に関する広報や問い合わせ対応等

災害廃棄物対策における内部組織体制



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル(一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月)を基に作成

第 2 節 広域連携（関係機関、民間事業者等）

1. 関係機関等との連携

本市のみでの災害廃棄物処理が困難な場合は、関係機関等と連携して対応します。

(1) 県内市町村等

- ① 「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づく相互支援
- ② 「鹿児島県し尿処理施設連絡協議会」に加入する 22 市町村等における相互支援

(2) 県との連携

- ① 広域処理等の調整
- ② 地方自治法第 252 条の 14 等による事務委託

(3) 九州市長会（九州内の都市との連携）

九州内の県庁所在市や中核市等における相互支援体制を構築します。

(4) 民間事業者団体

県が締結している災害時支援協定を活用し、災害廃棄物の処理等を依頼します。

(5) 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会との連携

県域を越えた九州ブロック全体での相互支援（環境省九州環境事務所主催）

(6) 環境省、関係業界団体、有識者等との連携

- ① 環境省等から構成される専門家チーム（D. Waste-Net）による支援
- ② 災害等廃棄物処理事業費補助金による財政支援 など

(7) 自衛隊等

人命救助・災害復旧のための災害廃棄物の撤去、倒壊家屋の解体撤去等での支援

2. 支援、受援の取組

本計画では、本市が被災した場合のみならず、被災自治体を支援する立場となることも想定します。

(1) 受援の仕組み

	具体的な取組内容等
平時	① 広域連携体制の構築、検証等 ② 本計画の実効性の検証 ③ 迅速かつ的確な支援要請のため、要請用様式の整備 ④ 受援時の進捗管理等のため、受援スケジュール表の整備 ⑤ 受援時のエリア分割のため、災害廃棄物処理計画マップの整備 など
発災時	① 広域連携の枠組等を活用した早期支援要請 ② 受援スケジュール表、計画マップを利用した応援市との調整、進捗管理 ③ 受援エリア毎のマニュアル作成、提供など

(2) 支援の仕組み

	具体的な取組内容等
平時	① 広域連携体制の構築、検証等 ② 本市が行える支援内容を定型化し、早急に提案できるよう整理 ③ 災害派遣の経験者等のリスト化 など
発災時	① 平時に想定した支援メニューの精査及び被災地への早期提案 ② 支援に必要な情報収集 ③ 被災地の要望等に応じた支援対応 など

第3章 災害廃棄物処理

第1節 災害廃棄物処理

1. 災害廃棄物処理実行計画

発災後は、災害廃棄物の発生量等、本市の実情に配慮した「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。実行計画では、処理に伴う基本方針や、災害廃棄物の発生量、処理フロー等について具体的に記載します。

2. 災害廃棄物の発生量の推計

本市の各想定災害により見込まれる災害廃棄物の発生量の推計値は、以下のとおりです。なお、推計方法は、国の指針等に基づくものです。

災害名		発生量 (t)
地震	鹿児島湾直下地震	1,807,843
	南海トラフ地震	704,934
	県西部直下地震	202,832
津波	桜島海底噴火A	25,928
水害	平成5年鹿児島豪雨級	88,255
	平成5年台風13号級	51,235
火山	大正大噴火級	※115,196

※降灰、軽石等は含まず。

3. 収集・運搬計画

災害廃棄物の発生状況（被災場所、量、性質等）を把握し、以下のとおり収集運搬を行います。

(1) 収集運搬体制の整備

職員の参集状況や車両の被災状況等を確認し、必要に応じて協定団体や国、県、他自治体等への応援要請を行い、人員及び車両等の体制を整備します。

(2) ルート作成・収集運搬

市内14地域毎に災害廃棄物処理計画マップ（巻末資料：全域版のみ）を作成し、被災状況に応じて、被災地から仮置場や処理施設等への効率的なルート作成の上、災害廃棄物の収集運搬を行います。

4. 処理スケジュール

過去災害の事例を参考に、災害廃棄物の種類や量、その性状等に応じて、搬出、撤去、処理・処分、再生利用までの工程毎に対応期間の目標を設定します。

（参考）平成30年7月豪雨における処理スケジュール

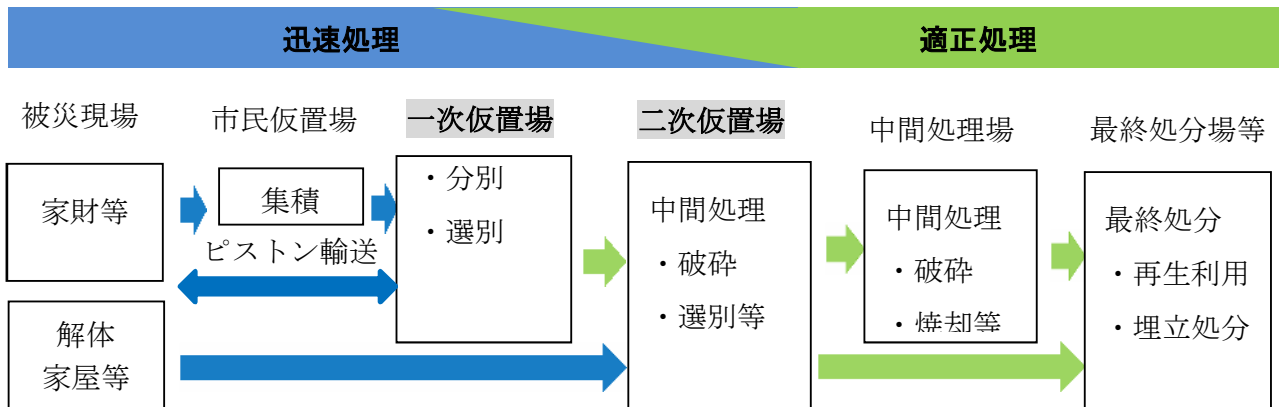
項目	工程		平成30年				平成31年				平成32年					
	7	8	9	10	11	12	1	...	12	1	2	3	4	5	6	7
災害廃棄物処理 実行計画策定			策定													
一次仮置場 (搬出・撤去)																
二次仮置場 (破碎・選別等)																
処分(再利用、焼却等)																

出典：岡山県災害廃棄物処理実行計画（概要版、平成30年10月）

5. 災害廃棄物の処理フロー

大規模災害の発生時は、災害廃棄物の適正処理のため、発生量や処理方針、処理可能量等を踏まえ、種類毎に分別から最終処分までの方法等を示す処理フローを作成します。

災害廃棄物処理フロー（イメージ）



6. 仮置場

仮置場は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、分別、保管等のため一時的に設置する場所で、災害廃棄物を街なかから迅速に撤去する際、輸送効率を高める拠点となります。また、適正処理のための選別、中間処理（破碎等）など、資源化や最終処分に向けて重要な役割を果たします。

(1) 仮置場の種類

用途により下記3種類に分類し、一次・二次仮置場について、候補地を選定します。

名称	用途等	必要時期
市民仮置場	・市民等が自主的に搬入	・被災直後～
一次仮置場	・市及び市民等が搬入、分別集積 ・保管や輸送効率を高める拠点	・被災直後～災害応急対応時
二次仮置場	・一次仮置場から搬入、選別、破碎等、中間処理を実施 ・焼却施設等への搬出拠点	・災害応急対応時～災害復旧・復興時

(2) 仮置場に係る基本的な考え方

① 候補地の選定について

被災状況に応じて、最適な場所を迅速に開設できるよう、国の指針で示された留意事項等を参考に、法令等で選定できない場所を除き、幅広く選定します。

選定に際しては、市有地を対象として候補地リストを作成し、避難所等、優先すべき他用途の候補地も、情報を整理・把握した上で、候補地リストに登載します。

② 仮置場の開設について

発災時には、候補地リスト作成時に整理した優先すべき他用途の利用（予定）状況について、災害対策本部や関係機関等との間で確認・調整の上、最適な場所を開設します。必要に応じて、候補地リスト以外の国・県有地等についても協力を求めます。

(3) 仮置場候補地

① 市全体の候補地選定数（平成30年11月末日現在）

	候補地数	主な場所（例）	1箇所当たりの面積
市民仮置場	—	街区公園等	概ね1,500㎡未満
一次仮置場	181箇所 (186ha)	街区公園、運動公園等	概ね1,500㎡以上
二次仮置場	3箇所 (18ha)	横井埋立処分場 桜島溶岩グラウンド 錦江湾公園	23,000 ～86,000㎡

② 14地区毎の候補地選定数（平成30年11月末日現在）

地域	地区	一次・二次仮置場候補地		規模(m ²)	主な施設(※)
		箇所数	有効面積合計(m ²)		
中央地域	中央地区	10	78,273	2,450~20,000	甲突川左岸緑地
	上町地区	15	145,779	1,500~35,378	かんまちあ
	鴨池地区	23	325,743	1,500~154,000	中間公園
	城西地区	9	79,161	1,800~18,251	鹿児島アリーナ
	武・田上地区	17	145,296	1,600~14,778	大峯公園
谷山地域	谷山北部地区	19	211,274	1,500~21,751	星ヶ峯中央公園
	谷山地区	13	127,819	3,200~23,000	錦江湾公園
伊敷地域		19	272,244	2,900~86,000	横井埋立処分場
吉野地域		10	125,208	3,700~23,982	寺山ふれあい公園
桜島地域		15	163,462	1,500~74,000	桜島溶岩グラウンド
吉田地域		9	57,118	2,410~19,000	吉田運動場
喜入地域		11	139,061	4,655~34,000	喜入総合運動場
松元地域		7	79,943	3,420~32,000	松元平野岡運動場
郡山地域		7	96,457	3,700~44,000	郡山総合運動場
鹿児島市全域		184	2,046,838		

※詳細は素案第5章「6. 仮置場候補地リスト」参照

(4) 一次仮置場候補地の必要面積（推計）

国の指針に基づいて推計した各想定災害により発生する災害廃棄物の仮置置きに必要な面積は、下記のとおりです。

	災害名	仮置場必要面積 (市全体)
地震	鹿児島湾直下地震	599,718 m ² (60.0ha)
	南海トラフ地震（震源地が西側）	240,874 m ² (24.1ha)
	県西部直下地震	69,307 m ² (6.9ha)
津波	桜島海底噴火A	8,859 m ² (0.9ha)
水害	平成5年鹿児島豪雨	30,156 m ² (3.0ha)
	平成5年台風13号	17,507 m ² (1.8ha)
火山災害	桜島火山噴火災害（降雨なし）	19,681 m ² (2.0ha)
	桜島火山噴火災害（降雨あり）	39,362 m ² (3.9ha)

第2節 各災害廃棄物への対応

1. 路上の廃棄物の撤去

放置車両や倒壊家屋等により、道路が遮断された際は、人命救助や緊急車両等の通行、また早期復旧に向けた災害廃棄物の収集運搬等、様々な観点から迅速な撤去が重要であることから、地域防災計画や国の指針等を基に、撤去主体や発災時の対応等について、下記のとおりとします。

(1) 撤去主体等

① 道路管理者（国・県・市）

道路管理者は、緊急輸送道路等の道路啓開を行います。

② 連携協力

必要に応じて、自衛隊・警察・消防等の協力を要請します。

③ 環境対策部

道路管理者が道路啓開により収集した災害廃棄物について、搬出先（仮置場等）の調整等、連携した対応を行います。

(2) 平時の準備

自衛隊等への協力要請等に活用する仮置場候補地リストや処理計画マップの作成等

(3) 発災後の対応

上記(2)の候補地リストや処理計画マップ等を用いた対応手順を定めます。

2. し尿処理

被災時のし尿処理は、市民においても簡易トイレ等の備えを行うとともに、市は平時における広報普及や簡易トイレの備蓄、発災時には配付及び仮設トイレの設置等を行います。

(1) 市民の取組

- ① 生活水の確保（断水時でも水洗トイレを活用できる雨水貯留タンクの設置など）
- ② 簡易トイレの備蓄（目安：家族人数の3日以上）

(2) 本市の取組

① 簡易トイレ

平時から一定数を備蓄し、被災時は必要に応じて被災者に給与します。

	備蓄量	保管先
避難所避難者用	67,800 枚（100 枚×678 セット）	小学校等
在宅被災者等用	50,000 枚（20 枚×250 セット）	市衛生公社、支所等

出典：鹿児島市地域防災計画（鹿児島市、平成 29 年 3 月）

② 仮設トイレ

断水で水洗トイレが使えない等、し尿処理が困難となった場合は、避難者数等を基に、必要基数を算出し仮設トイレを設置します。

③ マンホールトイレ

本市では、天文館公園に 6 基設置しています。今後、他都市の調査等、整備の在り方について研究します。

3. 生活ごみ・避難所ごみ

家庭や避難所等から排出される廃棄物の発生量（推計値）や、収集運搬等については、以下のとおりです。

(1) 市内全域における発生量（推計）

	生活ごみ・避難所ごみ発生量 (t/日)		
	当日・1日後	1週間後	1か月後
鹿児島湾直下地震	15.27	24.46	10.61
南海トラフ地震（西側）	5.68	5.24	2.67
県西部直下型地震	1.62	1.97	1.07

(2) 管理方法

国の指針等を参考として、各廃棄物の性状等に応じた適切な管理を行います。

(3) 収集・運搬方法

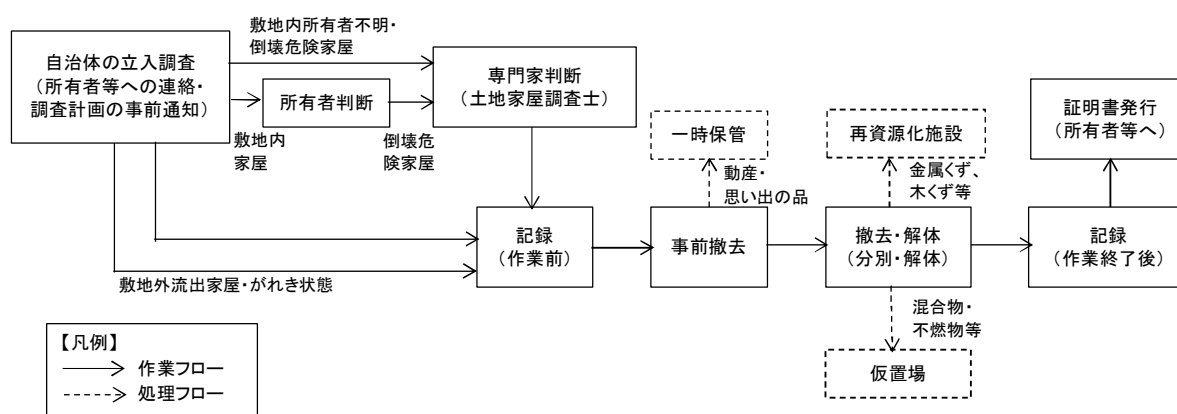
- ① 家庭ごみ：原則として、最寄のごみステーションに排出し、計画収集で対応
- ② 避難所ごみ：災害対策本部等と連携し、避難所を収集ルートに組み込む等で対応

4. 損壊家屋等の解体・撤去

(1) 撤去主体

損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が実施しますが、国の指針や政令指定の状況等を参考として、公費解体の実施の可否を判断します。

(2) 解体作業・分別処理のフロー



出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 1-15-1】（環境省、平成 26 年 3 月）

5. 感染性廃棄物への対応

災害廃棄物の中には感染性廃棄物が混入している場合があるため、環境省の取扱い方法により、収集から処理の過程で留意すべき点（分別保管や保管に伴う表示、遮へい）など、適切な管理方法等について、収集、分別保管、処理の項目毎に整理します。

6. 有害物質含有廃棄物等の対策

薬品や廃農薬等、有害性・危険性がある廃棄物について、国の指針を参考として、産業廃棄物・一般廃棄物の別による処理主体や処理フロー等、基本的な事項を示します。

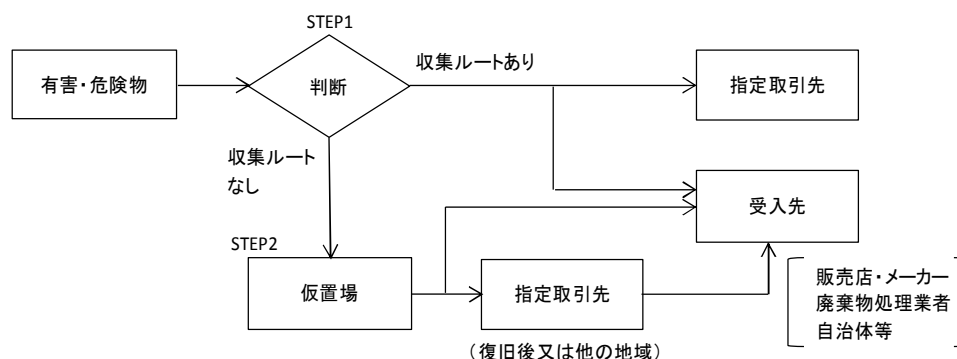
(1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）

事業者の責任で処理

(2) 一般廃棄物に該当するもの

市の責任で処理

(3) 有害・危険物処理フロー



出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 1-20-15】（環境省、平成 26 年 3 月）

7. 津波堆積物

本市では、鹿児島湾直下地震等による津波被害が想定されています。国の指針に基づき、津波発生後の対応や、復興資材としての利用、利用に伴う留意点、津波堆積物の基本的な処理フロー等を示します。（省略）

8. 貴重品、思い出の品対応

災害廃棄物撤去の際に回収した貴重品等の取扱いについては、遺失物法によるものとし、国の指針や他市事例等を参考として本市における取扱方法など、基本的な事項を定めます。

(1) 貴重品等：有価物（現金、貴金属、有価証券 など）

所有者特定できるもの（連絡して引渡し）

特定困難なもの（警察署に提出：遺失物法第 4 条）

(2) 思い出の品：個人にとっては価値があると思われるもの（位牌、アルバム、手帳等）

保管後、ホームページ等で公開、所有者等判明時は引渡し

判明しない場合保管（遺失物法 原則 3 か月）

(3) 取扱ルール（省略）

(4) 回収・引渡しフロー（省略）

第4章 その他

1. 環境対策、モニタリング、土壌調査、火災対策

(1) 環境対策

災害対策への対応における環境影響とその保全策について下記のとおり示します。

影響項目	環境影響	環境保全策
大 気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散	・定期的な散水（廃棄物の飛散防止） ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・飛散防止ネットの設置
騒音・振動	・解体・撤去等処理作業に伴う騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・排水溝及び排水処理設備を設置
臭 気	・災害廃棄物からの悪臭	・脱臭剤、防虫剤を散布
水 質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理

(2) モニタリング

仮置場内又はその周辺において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供します。

(3) 土壌調査

一次仮置場には様々な廃棄物が持ち込まれるため、仮置場の閉鎖、返却の際には仮置場の管理状況から必要に応じ各種土壌調査を実施した上で、原状回復に努めます。

(4) 火災対策

仮置場の開設中は巡回を行い、煙、水蒸気の発生、芳香系の揮発臭の有無の監視、内部温度の測定など、火災を未然に防止するための措置を継続して実施します。

2. 職員への教育等

本計画の実効性を高め、発災時に有効に活用されるよう、本計画の内容等に係る職員への周知や、セミナー参加等によるスキルアップ、またセミナー等で得た知識や情報等を情報共有により他職員にフィードバックする等、職員の資質や能力の向上を図ります。

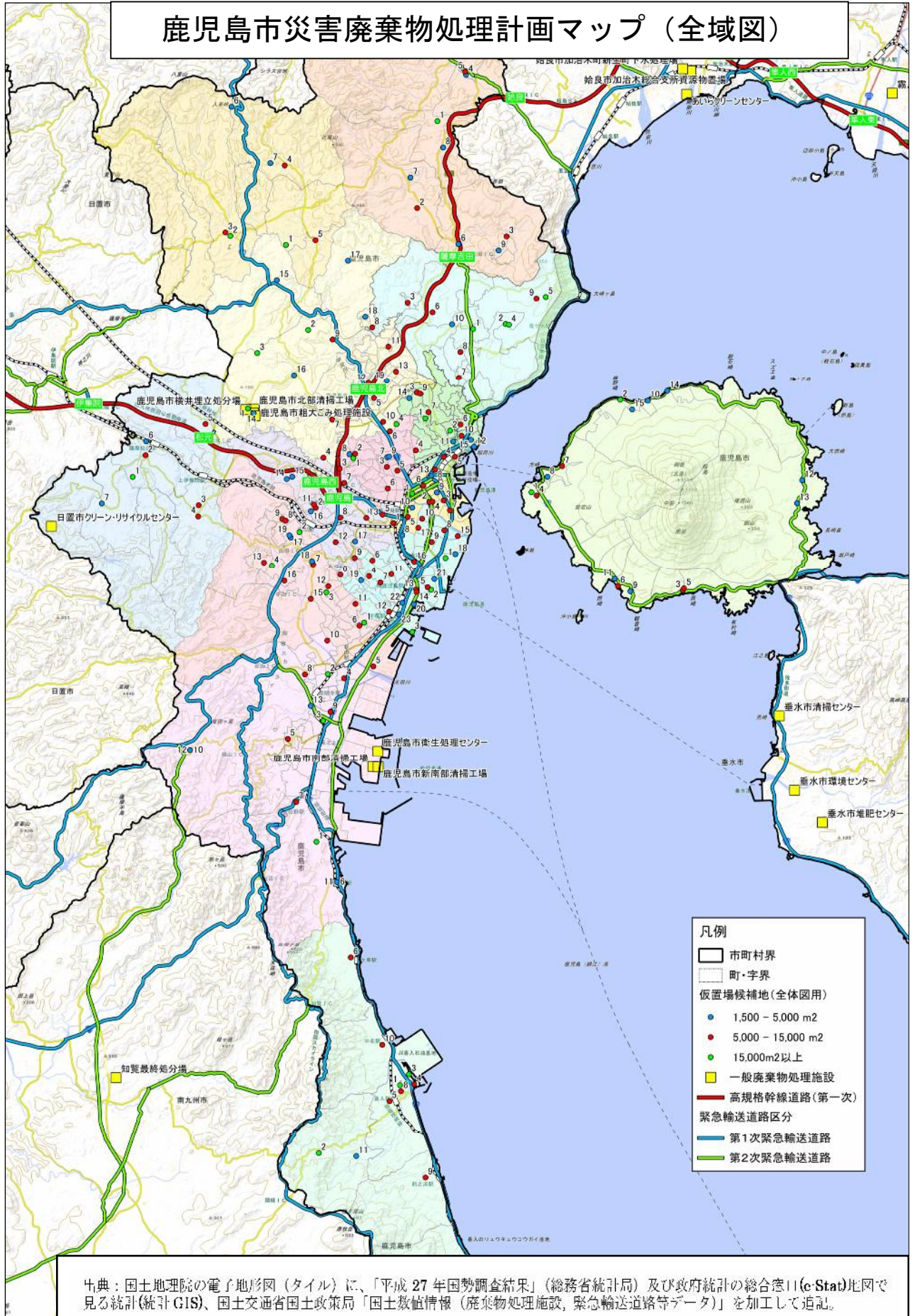
3. ボランティアの活用について

大規模災害時ではボランティアが大きな役割を果たします。災害廃棄物処理では、被災家屋の片付け、貴重品や思い出の品等の整理・清掃などが想定されます。

発災時は、鹿児島市社会福祉協議会等と連携して、必要人数の確保等を行うとともに、ボランティアの活用にあたっては、事前説明の徹底や安全確保、必要装具の支給等、安全面や円滑な活動のため必要な支援を行います。

(参考) 鹿児島市災害廃棄物処理計画マップ

鹿児島市災害廃棄物処理計画マップ（全域図）



用語の説明

○災害廃棄物

災害により発生する廃棄物及び避難者等の生活に伴う廃棄物。

○災害廃棄物対策

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために講じる対策であり、平時の備え（体制整備等）と発災後の応急対策、復旧・復興対策から成る。

○非常災害

市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害。

○大規模災害

生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しく異常かつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対策基本法の特例の適用を想定した災害。

○受援

災害時において、被災者側が人的・物的支援を受けること。

○支援

災害時において、被災者側へ人的・物的支援を行うこと。

○鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

災害対策基本法に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項を定めたもの。

○大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

災害廃棄物対策に関し、県域を越え九州ブロック（福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、九州地方環境事務所が中心となって設置された組織で、九州ブロック内の県、主要な市、産業廃棄物処理事業者団体、環境省以外の国の機関（国土交通省、内閣府）、学識経験者等の専門家で構成される。

○D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク。有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等によって構成される。

○仮置場

災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される場所。

○アスベスト

石綿。絹糸のように光り、絹のように柔らかで、しかも強靱。熱・電気の不良導体で、保温・耐火材料として用いられたが、石綿の吸引と肺がんの発生率には深い関連があり、現在使用を厳しく規制。

○PCB

ポリ塩化ビフェニル。水には溶けにくいですが、油には溶ける。科学的に安定し、耐熱性や電気絶縁性に優れ、絶縁油・熱媒体・可塑剤・潤滑油等に広く使ったが、自然物及び生体の中に蓄積されやすいため、現在使用を厳しく制限。

○モニタリング

状態を把握するために、観測や測定を行うこと。